

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

<条例の目的>

自転車の利用に関し、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与する。

<基本理念>

自転車の安全で適正な利用の促進は、県、自転車利用者、保護者、事業者等がそれぞれの責務に応じて相互に連携し、かつ協力することを旨として行われなければならない。

下線部分が改正事項

条 例 に 係 る 規 定 の 概 要

自転車の安全で適正な利用の促進のため、行政・自転車利用者・事業者等の各主体に以下の義務、努力義務等を規定

県：基本理念にのっとり、市町村と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な対策の実施
保険加入促進のための広報・啓発活動の実施、交通安全教育の実施、自主的な取組を行う県民への支援

【自転車利用者】

- ・ 保険等への加入（義務：未成年者除く）
- ・ 自転車を利用する場合の法令遵守（義務）
- ・ 安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得（努力義務）
- ・ 定期的な点検及び整備（努力義務）

【保護者等】

保護者

- ・ 未成年者の保険等への加入（義務）
- ・ 保護する者に、必要な技能・知識を習得させ、ヘルメット等を着用させる等の対策の実施（努力義務）

親族

- ・ 高齢者にヘルメット等を着用させる等の対策の実施（努力義務）

【事業者】

- ・ 保険等への加入（義務）
- ・ 自転車通勤をする従業員に対する保険への加入確認、未加入者に対する情報提供（努力義務）
- ・ 従業員に対する安全利用に関する研修の実施及び情報提供（努力義務）
- ・ 交通安全施策への協力（努力義務）

【自転車小売業者】

- ・ 自転車購入者に対する保険への加入確認、未加入者に対する情報提供（努力義務）
- ・ 自転車購入者に対する自転車の安全で適正な利用の啓発（努力義務）
- ・ 交通安全施策への協力（努力義務）

【自転車貸付業者】

- ・ 保険等への加入（義務）
- ・ 借受人に対する貸付自転車の保険の内容に関する情報提供（努力義務）
- ・ 借受人に対する安全利用の啓発（努力義務）

【学校の長】

- ・ 交通安全教育の実施（努力義務）
- ・ 保険加入の必要性の啓発及び保険の情報提供（努力義務）